

奈良県営自転車競技条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年七月十日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第八号

奈良県営自転車競技条例の一部を改正する条例

奈良県営自転車競技条例（昭和二十五年三月奈良県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「財団法人日本自転車競技会（平成十九年十月一日に財団法人日本自転車競技会という名称で設立された法人をいう。）又は社団法人全国競輪施行者協議会（昭和五十一年四月三十日に社団法人全国競輪施行者協議会という名称で設立された法人をいう。）」を「公益財団法人JKA又は公益社団法人全国競輪施行者協議会」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。